

後期高齢者医療保険料率が 変わります

被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように、
令和6・7年度の保険料率を改定いたします。

後期高齢者医療保険料率の改定内容

内訳	現行 (令和4・5年度)	改定後 (令和6・7年度)
均等割額	56,900円	59,900円
所得割率	10.88%	11.72%
激変緩和措置		10.82% ※1
年間賦課 限度額	66万円	80万円
激変緩和措置		73万円 ※2

後期高齢者医療では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。

被保険者一人当たり医療費は、年々増加しており、高齢化の進展とともに今後も増えることが見込まれています。

保険料は、被保険者の皆様が安心して医療機関を受診するために必要なものです。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

※1 令和6年度のみ、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者。

※2 令和6年度のみ、昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者となった者。

問合せ先 税務課 課税係 電話 0997-72-1116

または 鹿児島県後期高齢者医療広域連合
業務課 資格・保険料班 電話099-206-1329